五　令第七条第二項に規定する内閣総理大臣が被害の程度その他の事情を勘案して定める場合は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、市町村長が特に必要と認めた場合とする。

イ　災害援護資金の貸付けが行われる被害を受けた時の前一年以内に法第十条第一項の被害（自然災害以外によって生ずる被害で、これに相当するものを含む。）を受けた場合

ロ　当該被害の原因となった災害により世帯主が死亡した場合又は世帯主が地方税法施行令（昭和二十五年政令第二百四十五号）第七条に規定する障害者となった場合

ハ　生活保護を受けている世帯又は市町村民税非課税世帯が被災した場合

ニ　当該被害の原因となった災害により住居が全壊した場合

○内閣府告示第二百三十一号

災害対策基本法第二条第五号の規定により内閣総理大臣が指定する指定公共機関の件（昭和三十七年八月六日総理府告示第二十六号）の一部を次のように改正する。

平成二十五年十月一日

内閣総理大臣　安倍　晋三

「東邦瓦斯株式会社　日本通運株式会社」を「東邦瓦斯株式会社　西部瓦斯株式会社　日本通運株式会社　福山通運株式会社　佐川急便株式会社　ヤマト運輸株式会社　西濃運輸株式会社」に、「株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ　エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社」を「株式会社NTTドコモ　エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社　ソフトバンクモバイル株式会社　ソフトバンクテレコム株式会社」に改める。

○公正取引委員会
消費者庁告示第三号

不当景品類及び不当表示防止法（昭和三十七年法律第百三十四号）第十一条第一項の規定に基づき、農業機械業における景品類の提供の制限に関する公正競争規約（昭和五十四年公正取引委員会告示第四十五号）の一部変更を認定したので、同条第四項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十五年十月一日

公正取引委員会委員長　杉本　和行
消費者庁長官　阿南　久

一　農業機械公正取引協議会（会長　蒲生誠一郎）の申請に係る農業機械業における景品類の提供の制限に関する公正競争規約の一部変更を平成二十五年九月三日付けで認定した。

二　規約に係る事業の種類

農業機械の製造業、販売業及び輸入販売業

三　規約の内容

別記のとおり変更する。

四　認定の理由

規約の一部変更の内容を検討した結果、当該規約の一部変更は、不当景品類及び不当表示防止法第十一条第二項各号の認定要件に適合すると認められる。

別記

農業機械業における景品類の提供の制限に関する公正競争規約の一部を次のとおり変更する。

次の表中下線の表示部分（以下、変更前の欄にあっては「変更部分」と、変更後の欄にあっては「変更後部分」という。）については、次のとおりとする。

㈠　変更部分及びそれに対応する変更後部分が存在するときは、当該変更部分を変更後部分に変更する。

㈡　変更部分のみ存在するときは、当該変更部分を削る。

㈢　変更後部分のみ存在するときは、当該変更後部分を加える。

変更後	変更前
（一般消費者に対する景品類の提供の制限） **第3条**　事業者は、一般消費者に対し、次に掲げる範囲を超えて景品類を提供してはならない。 (1)・(2)　（略）	（一般消費者に対する景品類の提供の制限） **第3条**　（同左） (1)・(2)　（略）

附　則

この規約の変更は、公正取引委員会及び消費者庁長官の認定の告示があった日から施行する。

○金融庁告示第五十七号

金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令（平成五年大蔵省令第十四号）第十条第一項ただし書の規定に基づき、適格機関投資家に該当する者を指定する件（平成五年大蔵省告示第六十九号）の一部を次のように改正する。

平成二十五年十月一日

金融庁長官　畑中龍太郎

千葉みらい農業協同組合の項の次に次のように加える。

安房農業協同組合　千葉県館山市安東七十二番地

みえいなべ農業協同組合の項及び桑名農業協同組合の項を削る。

三重四日市農業協同組合の項を次のように改める。

三重北農業協同組合　三重県四日市市浜田町四番地の二十

庄原農業協同組合の項を削る。

○総務省
農林水産省告示第十号
国土交通省

租税特別措置法施行令（昭和三十二年政令第四十三号）第六条の三第十六項及び第二十八条の九第十七項の規定に基づき、総務大臣、農林水産大臣及び国土交通大臣が指定する地区を次のように定め、公布の日から施行する。

平成二十五年十月一日

総務大臣　新藤　義孝
農林水産大臣　林　芳正
国土交通大臣　太田　昭宏

租税特別措置法施行令第六条の三第十六項及び第二十八条の九第十七項の規定に基づき、離島振興法（昭和二十八年法律第七十二号）第二条第一項の規定により離島振興対策実施地域として指定された地区内及び奄美群島振興開発特別措置法（昭和二十九年法律第百八十九号）第一条に規定する奄美群島内の市町村の長が策定する産業の振興に関する計画（以下「計画」という。）のうち計画基準を満たすものに係る地区として総務大臣、農林水産大臣及び国土交通大臣が指定する地区は、次に掲げる地区とする。

離島振興対策実施地域及びこれに類する地区の名称	地区	計画を策定した者	計画の期間
佐渡島	新潟県佐渡市　佐渡島	佐渡市長	平成二十五年八月一日から平成三十年三月三十一日まで
蠣ノ浦大島	長崎県西海市　江島、平島	西海市長	平成二十五年六月一日から平成三十年三月三十一日まで
松島	長崎県西海市　松島	西海市長	平成二十五年六月一日から平成三十年三月三十一日まで
天草諸島	熊本県上天草市　湯島、中島	上天草市長	平成二十五年八月一日から平成三十年三月三十一日まで

2　前項の規定にかかわらず、事業者は、一般消費者に対し、自ら主催して行う宿泊旅行への招待又は優待をしてはならない。ただし、農作業事故防止安全技術研修会及び広域展示・実演会に必要と認められる場合は、この限りでない。